

個

【No.1】個別帰属額の届出書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）

代表者	旧法人名	届出番号	グループ番号	番号	業年度(至)	金額	年月日	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	
代表者住所	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信	口付	印	確認	省略	年	月	日	年	月	日
連結親法人名及び納税地													

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書…

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

翌年以降送付要否	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条の書面提出有	<input type="checkbox"/>

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億	百万	千	円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額	13	外	十億	百万	千	円
(イ) 有限会社等金額又は個別欠損金 (別表五の二付表「5」)	1				14	外					
(ロ) 連結欠損金等金額等発生額 (別表七の二付表「24」)					15	外					
算出連結法人税個別帰属額 (28)又は(29)					16	外					
保 (別表三の二付表「24」)	0				17	外					
結金 (別表三の二付表「4」)	9				18	外					
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				19	外					
個別控除税額 (33)+(34)+(35)	11				20	外					
差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (10)-(11)	12				21	外					
算出連結法人税個別帰属額 (別表一の二「1」)	24				22	外					
個別所得金額又は個別欠損金額(1)	25				23	外					
個別所得金額又は個別欠損金額(1)	26				27	外					
個別土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	30				28	外					
同上 (別表三(二)「28」)	31				29	外					
所得税の額の個別帰属額 (別表六の二「22」)	33				32	外					
外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「18」)	34				36	外					
外国税額等相当額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「19」)	35										
連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表「4」)	37										

…令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.5】1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表の55①欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】37欄の金額は、個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。

【No.23】別表五の二(二)付表の44の②中間欄及び確定欄の合計額は、14欄及び37欄の合計額と一致していますか。

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の
計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

算出連結法人税個別帰属額に係る 連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×10.3%)	1	円
加算調整額 (8)	2	
減算調整額 (14)	3	外
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4	外
加算調整額の計算		
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×10.3%)	5	
連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額 の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×10.3%)	6	
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×10.3%)	7	
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8	外
減算調整額の計算		
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「49」)	9	円
分配時調整外国税相当額の個別帰属額 (別表六の二(二の二)「35」)	10	
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三の六)「15」)	11	
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額 に係る連結地方法人税個別帰属額	12	外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×10.3%)	13	
減算調整額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13)	14	外

【No.6】4欄の金額は、個別帰属額の届出書の37欄と一致していますか。

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の
個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	()
----------------------------	---	---	-----	-----

別表三の二付表二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算				
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算				
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (24) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額	5	円		
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (24) - (5) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{1}{12} - (5))$ のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相 当 額	9
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算				
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の②」)	11	円	(別表一の二「5」+「7」)及び(別表一の二「10の外書」)の うち、帰せられる金額	25
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12			26
留 当 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13		連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 民 (25) + (26) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(一)付表「18」-別表六の二(一)「10」-別表六の 二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九) 「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十)「25」-別 表六の二(三十一)「13」)	27
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	14			
<p>【No. 2】 当連結事業年度に適用される別表を 使用していますか。</p>				
<p>【No. 7】 12 欄の金額は、前連結事業年度 の 13 欄の金額と一致していますか。</p>				
<p>【No. 8】 13 欄の金額は、当連結事業年度中に基準日があり、当連結事業年度終了の日の翌日から決算確 定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。</p>				
個 別 帰 属 額 の 計 算		円	個 別 帰 属 額 の 計 算	
住 民 税 額 (34)	16		の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(九) 付表「11」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表 六の二(十二)「20」-別表六の二(十五)「12」-別表六の二(十六)「 11」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九) 「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)付表「6」-別 表六の二(二十二)付表「6」-別表六の二(二十四)付表「8」-別表 六の二(二十五)付表「7」-別表六の二(二十七)「10」-別表六の二 (二十八)「16」-別表六の二(二十九)「32」-別表六の二(三十)「 25」-別表六の二(三十一)「13」)	28
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の六)「9」)	17			
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18		住 民 税 額 (25) 又は ((27) 又は (28)) のいずれか多い金額) × 10.4%	29
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × 40%	30
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20		((27) 又は (28)) + (別表一の二「12」のうち帰せられ る金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[\begin{array}{l} ((25) \text{ 又 は } (31) \text{ の い ず れ か 多 い } \\ \text{金額}) \times 10.4\% \end{array} \right] \times 20\%$	32
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22		住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又は (32) のいずれか少ない金額)	33
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は0)	23			
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24		住 民 税 額 (29) - (33)	34

個別所得の金額の計算に関する明細書

【No.9】1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

別表四の二付表

令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.92】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

加	当期利益又は当期欠損の額		処 分	
	1	2	②	③
加	減価償却の償却超過額	3	配 当	円
算	役員給与の損金不算入額	4	社 外 流 出	円
		5	そ の 他	
	小 計	6		
減	減価償却超過額の当期認容額	7		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		
	受贈益の益金不算入額	9		
算	適格現物分配に係る益金不算入額	10		
	小 計	11		
	仮 計	12		
	(1)+(6)-(12)	13		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14		
	損金経理をした連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	15		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16		
算	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17		
	損金経理をした納税充当金	18		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	19		
	小 計	20		
減	収益として経理した連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	21		
	収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	22		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	23		
算	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24		
	所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25		
	小 計	26		
	仮 計	27		
	(13)+(20)-(26)	28		
	受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	29		
	交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	30		
	仮 計	31		
	(42)から(49)までの計	32		
	対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二「33」)	33		
	連結超過利子等の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(二)付表「8」の計)	34		
	仮 計	35		
	(30)から(32)までの計	36		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	37		
	寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	38		
	前掲の認定法人又は国家戦略特区における指定法人の過剰所得の特別控除額の個別帰属額 (別表一(一)「7」又は「12」又は(別表一(二)「8」のうち知れられる金額)	39	そ の 他	△
	法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	40	※	△
	税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の二「7」)	41		
	分配時調整外国税当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得 税額等相当額(別表六の二(二)「24」+別表一七(三の六)「9」)	42		
	連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	43		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十四「20」、「21」又は「23」)	44		
	仮 計	45		
	(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)	46		
	契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	47		
	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損 金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表「12」)	48		
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	49		
	仮 計	50		
	(42)から(45)までの計	51		
	連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表「19」の計) +(別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」)	52		
	仮 計	53		
	(46)+(47)	54		
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表一(一)「43」)	55		
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表一七(一)「10」)			
	農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)			
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金 積立額の損金算入額(別表十二(十一)「5」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)			
	特別新事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別認定人額 の損金算入額又は特別認定事業者の損金算入額(別表十の二(一)「20」-「17」)			
	残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額			
	個別所得金額又は個別欠損金額		外 ※	

【No.79】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.48】別表八(二)の27欄の金額を加算していますか。

【No.76】損益計算書上の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.82】損金の額に算入されない租税公課、罰金等の額を加算していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】前連結事業年度以前に連結所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当連結事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.18】別表五の二(二)付表の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を14欄、17欄及び19欄で加算していますか。

【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.19】別表五の二(二)付表の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを24欄又は25欄で減算していますか。

【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を23欄等で減算していますか。

【No.21】別表五の二(二)付表の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

連結事業年度: . . . 法人名: ()

別表五の二(一)付表一
令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結個別利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利益準備金	円			円
積立金				
〇 〇 〇 引当金				
繰延税金資産(負債)				
未払金(連結法人税個別帰属額)				
未収入金(連結法人税個別帰属額)				
未払(未収)消費税額等				
繰越損益金(損は赤)				
小 計				
納税充当金				
未払連結退職年金等 未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額 未納法人税及び未納地方法人税	△	△		△
差引合計額	△	△		△

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.12】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】期首現在連結個別利益積立金額、期首現在連結個別資本金等の額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

【No.13】貸借対照表等に記載している連結法人税個別帰属額の未払金又は未収入金の金額は、④欄に記載した金額と一致していますか。

【No.93】貸借対照表と別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.14】組織再編成が行われた場合、連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の調整を行っていますか。

【No.10】別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、25④欄の金額と一致していますか。(検算式は、申告書確認表を参照。)

【No.15】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号の規定に準じて計算した金額を減算するなどの調整を行っていますか。

II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結個別資本金等の額 ①-②+③
		減	増	
資本金又は出資金	円			
資本準備金				
〇 〇 〇				
〇 〇 〇				
差引合計額				

連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表五の二(一)付表二
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

差引翌期首現在連結個別利益積立金額 又は差引翌期首現在利益積立金額 〔別表五の二(一)付表一「25の④」 又は別表五(一)「31の④」〕		1	円	前期までの適格合併又は適格 分割型分割により引継ぎを受 けた最終利益積立金額 (前期の(13)+(15))	13	円
最終利益積立金額の計算	最終利益積立金額	2		前期までの適格分割型分割に より引継ぎをした最終利益積立 金額 (前期の(14)+(16))	14	
	適格合併又は適格分割型分割による調整額 (17)	3		当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 最終利益積立金額 〔被合併法人の最後事業年度 の(4)又は分割法人の(16)〕	15	
	調整後最終利益積立金額 (2)+(3)			当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ最終 利益積立金額 〔(2)+期首から分割まで の(3)×令第9条第4項第 2号イに規定する分割移転 割合〕	16	
既修正額の計算	前期までの修正額 (前期の(7))			最終利益積立金額の調整額合計 (13)-(14)+(15)-(16)	17	
	当期の修正額	6		前期までの適格合併又は適格 分割型分割による調整額 (前期の(19)+(21))	19	
	既修正額 (5)+(6)	7		当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 既修正額 〔被合併法人の最後事業年度 の(9)又は分割法人の(21)〕	20	
修正未済額の計算	適格合併又は適格分割型分割による調整額 (2)	8		当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ既修正額 〔(5)+期首から分割まで の(6)+(8)×令第9条 第4項第2号イに規定する 分割移転割合〕	21	
	調整後既修正額 (7)+(8)	9		既修正額の調整額合計 (18)-(19)+(20)-(21)	22	
	修正対象額 (1)-(2)	10				
	既修正等額 (3)+(9)	11				
	当期末修正未済額 (10)-(11)	12				

【No.16】2欄に最終利益積立金額を記載していますか。

【No.17】適格合併又は適格分割型分割が行われた場合、13欄～17欄において最終利益積立金額の調整計算を行っていますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

各連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連 結 事業年度
【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五の二(二)付表
令三・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度等	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当 期 納 付 金 額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
法地	円		円	円	円	円
人方						
税						
及						
び						
市						
町						
村						
民						
税						
計						
事						
業						
法						
人						
事						
業						
税						
及						
び						
税						
計						
損						
算						
入						
の						
もの						
計						
納						
税						
充						
当						
金						
の						
計						
算						
期						
首						
納						
税						
充						
当						
金						
③						
取						
崩						
の						
他						
額						
計						
④						
取						
崩						
額						
計						
⑤						
期						
末						
納						
税						
充						
当						
金						
⑥						

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

【No.19】5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の二付表の24欄又は25欄で減算していますか。

【No.20】19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の二付表の23欄等で減算していますか。
【No.20】19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四の二付表で加算していますか。

【No.21】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四の二付表で減算していますか。

【No.18】5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二付表の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。

納 税 充 当 金 の 計 算		取 崩 額	取 崩 額
期首納税充当金	③	損金算入のもの	36
繰入額	31	損金不算入のもの	37
	32		38
	計	仮払税金消却	39
取崩額	法人税額等	計	40
	34	期末納税充当金	④
	事業税及び特別法人事業税		41
	35		

各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

連 結 事 業 年 度	期首現在 未決済額 ①	当期発生額 ②	当 期 中 の 決 済 額		期末現在 未決済額 ⑤
			支 払 額 ③	受 取 額 ④	
円			円		円
円					円
円					円
当 期 分		中間 確定			
計					

【No.23】44の②中間欄及び確定欄の合計額は、個別帰属額の届出書の14欄及び37欄の合計額と一致していますか。

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(二)付表一
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称	1	【No.24】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。			
国名又は地域名	2				
所在地	3				
主たる事業	4	【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。			
区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分
		①	②	③	④
国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5				円
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6				
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7				
交際費等の損金不算入額	8				
貸倒引当金の戻入額	9				
国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
小計	15				
貸倒引当金の繰入額	16				
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)	17				
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)	18				
○ ○ ○	19				
	20				
	21				
	22				
小計	23				
仮計 (5) + (15) - (23)	24				
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)	25				円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)	26				

加
算
減
算

【No.25】5欄の金額は、税引後の金額としていますか。
【No.25】5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.28】連結国外所得金額の計算において、別表四の二付表の加減算額を調整していますか。

【No.27】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(三)

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算

控 除 限 度 超 過 額 等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額	国 税 (1) - (6)	7	円	
	地方法人税 (別表六(二)「49」、別表六の二(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2			道府県民税 (((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)+(43)+(44)+(45)+(46)+(47)+(48)+(49)+(50)+(51)+(52)+(53)+(54)+(55)+(56)+(57)+(58)+(59)+(60)+(61)+(62)+(63)+(64)+(65)+(66)+(67)+(68)+(69)+(70)+(71)+(72)+(73)+(74)+(75)+(76)+(77)+(78)+(79)+(80)+(81)+(82)+(83)+(84)+(85)+(86)+(87)+(88)+(89)+(90)+(91)+(92)+(93)+(94)+(95)+(96)+(97)+(98)+(99)+(100)+(101)+(102)+(103)+(104)+(105)+(106)+(107)+(108)+(109)+(110)+(111)+(112)+(113)+(114)+(115)+(116)+(117)+(118)+(119)+(120)+(121)+(122)+(123)+(124)+(125)+(126)+(127)+(128)+(129)+(130)+(131)+(132)+(133)+(134)+(135)+(136)+(137)+(138)+(139)+(140)+(141)+(142)+(143)+(144)+(145)+(146)+(147)+(148)+(149)+(150)+(151)+(152)+(153)+(154)+(155)+(156)+(157)+(158)+(159)+(160)+(161)+(162)+(163)+(164)+(165)+(166)+(167)+(168)+(169)+(170)+(171)+(172)+(173)+(174)+(175)+(176)+(177)+(178)+(179)+(180)+(181)+(182)+(183)+(184)+(185)+(186)+(187)+(188)+(189)+(190)+(191)+(192)+(193)+(194)+(195)+(196)+(197)+(198)+(199)+(200)+(201)+(202)+(203)+(204)+(205)+(206)+(207)+(208)+(209)+(210)+(211)+(212)+(213)+(214)+(215)+(216)+(217)+(218)+(219)+(220)+(221)+(222)+(223)+(224)+(225)+(226)+(227)+(228)+(229)+(230)+(231)+(232)+(233)+(234)+(235)+(236)+(237)+(238)+(239)+(240)+(241)+(242)+(243)+(244)+(245)+(246)+(247)+(248)+(249)+(250)+(251)+(252)+(253)+(254)+(255)+(256)+(257)+(258)+(259)+(260)+(261)+(262)+(263)+(264)+(265)+(266)+(267)+(268)+(269)+(270)+(271)+(272)+(273)+(274)+(275)+(276)+(277)+(278)+(279)+(280)+(281)+(282)+(283)+(284)+(285)+(286)+(287)+(288)+(289)+(290)+(291)+(292)+(293)+(294)+(295)+(296)+(297)+(298)+(299)+(300)+(301)+(302)+(303)+(304)+(305)+(306)+(307)+(308)+(309)+(310)+(311)+(312)+(313)+(314)+(315)+(316)+(317)+(318)+(319)+(320)+(321)+(322)+(323)+(324)+(325)+(326)+(327)+(328)+(329)+(330)+(331)+(332)+(333)+(334)+(335)+(336)+(337)+(338)+(339)+(340)+(341)+(342)+(343)+(344)+(345)+(346)+(347)+(348)+(349)+(350)+(351)+(352)+(353)+(354)+(355)+(356)+(357)+(358)+(359)+(360)+(361)+(362)+(363)+(364)+(365)+(366)+(367)+(368)+(369)+(370)+(371)+(372)+(373)+(374)+(375)+(376)+(377)+(378)+(379)+(380)+(381)+(382)+(383)+(384)+(385)+(386)+(387)+(388)+(389)+(390)+(391)+(392)+(393)+(394)+(395)+(396)+(397)+(398)+(399)+(400)+(401)+(402)+(403)+(404)+(405)+(406)+(407)+(408)+(409)+(410)+(411)+(412)+(413)+(414)+(415)+(416)+(417)+(418)+(419)+(420)+(421)+(422)+(423)+(424)+(425)+(426)+(427)+(428)+(429)+(430)+(431)+(432)+(433)+(434)+(435)+(436)+(437)+(438)+(439)+(440)+(441)+(442)+(443)+(444)+(445)+(446)+(447)+(448)+(449)+(450)+(451)+(452)+(453)+(454)+(455)+(456)+(457)+(458)+(459)+(460)+(461)+(462)+(463)+(464)+(465)+(466)+(467)+(468)+(469)+(470)+(471)+(472)+(473)+(474)+(475)+(476)+(477)+(478)+(479)+(480)+(481)+(482)+(483)+(484)+(485)+(486)+(487)+(488)+(489)+(490)+(491)+(492)+(493)+(494)+(495)+(496)+(497)+(498)+(499)+(500)+(501)+(502)+(503)+(504)+(505)+(506)+(507)+(508)+(509)+(510)+(511)+(512)+(513)+(514)+(515)+(516)+(517)+(518)+(519)+(520)+(521)+(522)+(523)+(524)+(525)+(526)+(527)+(528)+(529)+(530)+(531)+(532)+(533)+(534)+(535)+(536)+(537)+(538)+(539)+(540)+(541)+(542)+(543)+(544)+(545)+(546)+(547)+(548)+(549)+(550)+(551)+(552)+(553)+(554)+(555)+(556)+(557)+(558)+(559)+(560)+(561)+(562)+(563)+(564)+(565)+(566)+(567)+(568)+(569)+(570)+(571)+(572)+(573)+(574)+(575)+(576)+(577)+(578)+(579)+(580)+(581)+(582)+(583)+(584)+(585)+(586)+(587)+(588)+(589)+(590)+(591)+(592)+(593)+(594)+(595)+(596)+(597)+(598)+(599)+(600)+(601)+(602)+(603)+(604)+(605)+(606)+(607)+(608)+(609)+(610)+(611)+(612)+(613)+(614)+(615)+(616)+(617)+(618)+(619)+(620)+(621)+(622)+(623)+(624)+(625)+(626)+(627)+(628)+(629)+(630)+(631)+(632)+(633)+(634)+(635)+(636)+(637)+(638)+(639)+(640)+(641)+(642)+(643)+(644)+(645)+(646)+(647)+(648)+(649)+(650)+(651)+(652)+(653)+(654)+(655)+(656)+(657)+(658)+(659)+(660)+(661)+(662)+(663)+(664)+(665)+(666)+(667)+(668)+(669)+(670)+(671)+(672)+(673)+(674)+(675)+(676)+(677)+(678)+(679)+(680)+(681)+(682)+(683)+(684)+(685)+(686)+(687)+(688)+(689)+(690)+(691)+(692)+(693)+(694)+(695)+(696)+(697)+(698)+(699)+(700)+(701)+(702)+(703)+(704)+(705)+(706)+(707)+(708)+(709)+(710)+(711)+(712)+(713)+(714)+(715)+(716)+(717)+(718)+(719)+(720)+(721)+(722)+(723)+(724)+(725)+(726)+(727)+(728)+(729)+(730)+(731)+(732)+(733)+(734)+(735)+(736)+(737)+(738)+(739)+(740)+(741)+(742)+(743)+(744)+(745)+(746)+(747)+(748)+(749)+(750)+(751)+(752)+(753)+(754)+(755)+(756)+(757)+(758)+(759)+(760)+(761)+(762)+(763)+(764)+(765)+(766)+(767)+(768)+(769)+(770)+(771)+(772)+(773)+(774)+(775)+(776)+(777)+(778)+(779)+(780)+(781)+(782)+(783)+(784)+(785)+(786)+(787)+(788)+(789)+(790)+(791)+(792)+(793)+(794)+(795)+(796)+(797)+(798)+(799)+(800)+(801)+(802)+(803)+(804)+(805)+(806)+(807)+(808)+(809)+(810)+(811)+(812)+(813)+(814)+(815)+(816)+(817)+(818)+(819)+(820)+(821)+(822)+(823)+(824)+(825)+(826)+(827)+(828)+(829)+(830)+(831)+(832)+(833)+(834)+(835)+(836)+(837)+(838)+(839)+(840)+(841)+(842)+(843)+(844)+(845)+(846)+(847)+(848)+(849)+(850)+(851)+(852)+(853)+(854)+(855)+(856)+(857)+(858)+(859)+(860)+(861)+(862)+(863)+(864)+(865)+(866)+(867)+(868)+(869)+(870)+(871)+(872)+(873)+(874)+(875)+(876)+(877)+(878)+(879)+(880)+(881)+(882)+(883)+(884)+(885)+(886)+(887)+(888)+(889)+(890)+(891)+(892)+(893)+(894)+(895)+(896)+(897)+(898)+(899)+(900)+(901)+(902)+(903)+(904)+(905)+(906)+(907)+(908)+(909)+(910)+(911)+(912)+(913)+(914)+(915)+(916)+(917)+(918)+(919)+(920)+(921)+(922)+(923)+(924)+(925)+(926)+(927)+(928)+(929)+(930)+(931)+(932)+(933)+(934)+(935)+(936)+(937)+(938)+(939)+(940)+(941)+(942)+(943)+(944)+(945)+(946)+(947)+(948)+(949)+(950)+(951)+(952)+(953)+(954)+(955)+(956)+(957)+(958)+(959)+(960)+(961)+(962)+(963)+(964)+(965)+(966)+(967)+(968)+(969)+(970)+(971)+(972)+(973)+(974)+(975)+(976)+(977)+(978)+(979)+(980)+(981)+(982)+(983)+(984)+(985)+(986)+(987)+(988)+(989)+(990)+(991)+(992)+(993)+(994)+(995)+(996)+(997)+(998)+(999)+(1000)	8		
	道府県民税 (((1)×1%)又は別表六(三)付表一「28の④」)	3			市町村民税 (((5)-(6))と(4)のうち少ない金額)	9		
	市町村民税 (((1)×6%)又は別表六(三)付表一「28の⑤」)	4			計			
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5						
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	6						

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.29】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い連結事業年度のものから順に充当していますか。
【No.29】同一連結事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細

事業年度 又は 連結事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は 当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は 当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円	円	円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34 (7)			(11)	外 (別表六(二)の「 120」 - (33の外))	
	道府県民税	35 (8)					
	市町村民税	36 (9)					
	計 (34)+(35)+(36)	37 (10)	(33の⑤)				(33の②)

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名
--------------	-----

別表六(四)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名	1									
所得の種類	2									
税種目	3									
納付確定日(納付すべき日)又は納付日	4									
源泉・申告・賦課の区分	5	源								
事業年度又は計算期間	6									
納付外国法人税額	課税標準	7								
	税率(%)	8								
	税額 (7) × (8)	9								
	税額控除額	10								
	納付すべき税額 (9) - (10)	11								
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	12								
	(12)とした場合の適用がなれないも税額の課税標準	13								
	税率(%)	14								
	税額 (13) × (14)	15								
	税額控除額	16								
	納付すべき税額 (15) - (16)	17								
	納付したとみなされる外国法人税額 (17) - (11)	18								
個別控除対象外国法人税額又は税額は額	外国法人税額の合計 (11) + (18)	19								
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額((7)又は(13)) × 35%と(19)のうち少ない金額	20								
	納付分 (11)と(20)のうち少ない金額	21	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分 (20) - (21)	22	(円)	(円)	(円)	(円)
外国法人税額が異動した場合	納付分	23								
	(21) ≥ (23)の場合 (21) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
	(21) < (23)の場合 (23) - (21)	25	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分	26								
	(22) ≥ (26)の場合 (22) - (26)	27	(円)	(円)	(円)	(円)
	(22) < (26)の場合 (26) - (22)	28	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((21)欄又は(24)欄の合計)	29								円
	減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額 ((25)欄の合計)	31								円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((22)欄又は(27)欄の合計)	30									円
減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額 ((28)欄の合計)	32									円

【No.30】外国法人税に該当しない税(中国の増値税等)を記載していませんか。
 【No.31】益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を記載していませんか。
 【No.31】法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額(同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。)に係る外国源泉税等について記載していませんか(別表六(四)の二)を作成していますか。)

【No.32】4欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】8欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】12欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六四の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称等	名称	1								
	本店又は主たる所在地	2								
	所在地	3								
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の連結保有割合	5	%						%	
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	6								
	納付確定日又は納付日	7								
	課税標準	8								
	税率	9	%	%	%	%	%	%	%	
	税額 (8)×(9)	10								
納されるた外国の法と人みな額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11								
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8)×税率	12	()	()	()	()	()	()	(%)	
	みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13								
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10) + (13)	14								
	損金算入配当を受ける場合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15							
		(15)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16							
		益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17							
		(14)のうち(17)に対応する金額	18							
	上記配当以外をの受ける金額の場合	措置法第66条の8第1項、第3項、第8項若しくは第10項又は第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19							
		益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20							
		(14)のうち(20)に対応する金額	21							
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((8)×35%と(18)又は(21)のうち少ない金額)	22									
納付分 (22) × (10)/(14)	23	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円		
みなし分 (22) - (23)	24	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円		
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)	25								円	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)	26								円	

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】9欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.34】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(五)

国名		1					
税種目		2					
納付確定日又は納付日		3	. . .				
納付人 外国税額	課税標準 (収入金額)	4					
	税率 (%)	5					
	税額 (4) × (5)	6					
納付した人とみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7					
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8					
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9					
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額	11					
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
税法額又は納付したとみなされる控除対象外国法人税額	(11) - (12)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)の合計	14					
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (13)の合計	15						

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】3欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】5欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.34】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

所得率の計算

事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」)	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二付表「1」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表「七(三)の七」27の計)	外国子会社から受ける剰余金の配当等の外国源泉税等の損金不算入額 (別表八(二)「27」)	控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額 (別表六(一)「16の③」又は別表六の二(一)「22」)	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22	23
. . .	円	円	円	円	円	円	円	円
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
当期分								
計								
所得率 (22の計) / (23の計)	24							%

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連
事
年
度

【No.25】19欄の金額は、税引後の金額としてい
ますか。
【No.25】19欄の金額に係る計算の明細を記載し
た書類を添付していますか。

I 法人税に係る外国税額			円	円	円
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1				
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」)	2				
当期の連結の個別控除限度額					
国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	3				
その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4				
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5				
非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	6				
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7				
別表六(二)の二)「12」の金額	8				
調整連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「14」)	9				
(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10				
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11				
各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12				
連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13				
当期に控除できる金額 の計算					
法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14				
法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15				
法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16				
計 (14) + (15) + (16)	17				
個別帰属額 (17)	18				
計 (19) + (31) - (42)	43				

【No.2】当連結事
業年度に適用さ
れる別表を使用
していますか。

【No.26】6
欄の金額
は、国外事
業所等帰属
所得及びそ
の他の国外
源泉所得ご
とに計算し
た非課税所
得分の合計
額(マイナ
スの場合は
0)を記載
しています
か。

【No.28】連結国外所得金額の計算におい
て、別表四の二付表の加減算額を調整し
ていますか。
(例)別表八(二)の外国子会社から受け
る剰余金の配当等の益金不算入額、
別表十七(三)の二)の特定外国関係会
社又は対象外国関係会社に係る個別
課税対象金額(本店所在地国、支店
所在地国等において外国法人税を課
されないものを除きます。)

【No.27】国外事業所等帰属所得及びその
他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通
利子の配賦計算をしていますか。

別表六の二(二)付表
令三・四・一以後終了連結事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「19」)	47	円
<p>【No.24】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外 事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 【No.24】国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。</p>					

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	:	:	法 人 名	
各連結法人における試験研究費の額	1					
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2					
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$	3					
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)	4	か 度 令 の	$\frac{9.4}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$	14		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5	除 割 合 計 算	月 1 日 前 に 連 開 結 始 親 法 人 連 結 事 業 年 度 年 が 度 令 の 和 3 合 年 4 月 1 日 以 後 に	((11)、(13)又は(14)) + ((11)、(13)又は(14)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	15	
個別増減試験研究費割合の計算 各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6			(8) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	16	
個別増減試験研究費の額 (1) - (6)	7			(11)及び(16)以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	17	
個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8			個別税額控除割合 ((11)、(16)又は(17)) + ((11)、(16)又は(17)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18	
個別計算試験研究費割合 各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9			個別税額控除相当額 (5) × ((15)又は(18))	19	円
個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	20	
				一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「25」) × $\frac{(19)}{(20)}$	21	

【No.35】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・ 棚卸資産
- ・ 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・ 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六の二(五)付表
令三・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業	法人名	
<p>【No.35】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産 ・ 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。） ・ 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。） <p>また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。</p> <p>【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。</p>	1	各連結法人における試験研究費の額
	2	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)
	3	特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$
	4	各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)
	5	各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)
	6	各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)
	7	個別増減試験研究費割合の計算 各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)
	8	個別増減試験研究費の額 (1) - (7)
	9	個別増減試験研究費割合 $\frac{(8)}{(7)}$
税 額 控 除 割 合 の 計 算	<p>(0.12未満の場合又は(7)=0の場合は0.12)</p> <p>(11) $\frac{(4)}{(2)}$</p> <p>(0.1を超える場合は0.1)</p> <p>個 別 税 額 控 除 割 合 (12) + ((12) × (13)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)</p> <p>個 別 税 額 控 除 相 当 額 (5) × (14)</p> <p>各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)</p> <p>中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」) × $\left[\frac{(5)}{(6)} \right]$ 又は $\left[\frac{(15)}{(16)} \right]$</p>	<p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>円</p>

別表六の二(六)付表
令三・四・以後終了連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける各連結法人の比較試験研究費の額及び平
均売上金額の計算に関する明細書

連結事業年度	：	：	法人名	()
--------	---	---	-----	-----

別表六の二(七)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

比較試験研究費の額の計算				
連結事業年度又は事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2)×(3)	
1	2	3	4	
調整対象年度	円		円	
：				
：				
計				
比較試験研究費の額 (4の計)÷(調整対象年度数) 5				
平均売上金額の計算				
連結事業年度又は事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定売上金額 (7)×(8)	
6	7	8	9	
売上調整年度	円		円	
：				
：				
当期				
計				
平均売上金額 (9の計)÷(1+売上調整年度数) 10				

【No.36】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない連結事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.40】合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.37】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.37】当連結事業年度の金額を記載していますか。

()

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額の計算に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	法人名
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 当 期 の 売 上 金 額	1	円
	基 準 連 結 事 業 年 度 等	2	円
	同 上 の 基 準 連 結 事 業 年 度 等 の 売 上 金 額	3	円
	当 期 の 試 験 研 究 費 の 額 (別表六の(六)付表)	4	円
	基 準 年 度 試 験 研 究 費 の 額 (11) × (4)	5	円
各 連 結 法 人 の 売 上 金 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (1) の 合 計)	6		
各 連 結 法 人 の 基 準 売 上 金 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (5) の 合 計)	7		
基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 額 (7) - (6) (マイナスの場合は0)	8		
		基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 $\frac{(8)}{(7)}$	9
		各 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (4) の 合 計)	10
		各 連 結 法 人 の 基 準 売 上 金 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (5) の 合 計)	11
		基 準 年 度 試 験 研 究 費 の 額 (11) × (4)	12
		各 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (4) の 合 計)	13
		各 連 結 法 人 の 基 準 売 上 金 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (5) の 合 計)	14
		(9) ≥ 2%かつ(13) > (14)の場合の当期税額基準額の特例加算割合	15
			0.05

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.39】当連結事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.39】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.40】合併等が行われた場合、基準年度試験研究費の額及び基準売上金額の調整を行っていますか。

別表六の二(八)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連結事業年度	： ：	法人名	()
--------	-----	-----	-----

別表六の二(内)付表
令三・四・以後終了連結事業年度分

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	<p>【No.35】 1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産 ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。） ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。） <p>また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。</p> <p>【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。</p>	
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3		
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4		
当期税額控除額 (別表六の二(九)「14」)	5		<p>(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額</p> $((5) - (6) - (7)) \times \frac{(1) - (15) - (16)}{(2) - (3) - (4)}$ <p>10</p> <p>特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額</p> $(8) + (9) + (10)$ <p>11</p>
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第68条の9第7項各号の該当号	12	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
第1号・第2号・第3号			円
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額			16

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度
法人名

別表七の二付表一
令三・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 欠 損 金 当 期 控 除 額 の 計 算						
控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)		円 連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$			円	
発生連結 事業年度	控除未済 連結欠損金額 (別表七の二「1」)	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定 連結欠損金に係る 控除未済額 (別表七の二「2」)	当期控除額 当該発生連結事業 年度の(12)と(2) —当該発生連結事 業年度前の(8)の 合計額)のうち少 ない金額	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定 連結欠損金に係る 控除未済額 (3) - (4)	連結欠損金 当期控除額 当該発生連結事業 年度の(6)と(2) —当該発生連結事 業年度前の(8)の 合計額 - 当該発生 事業年度の(5)の うち少ない金額	連結欠損金 当期控除額 (5) + (7)
	3	4	5	6	7	8
円	円	円	円	円	円	円
【No.2】当連結事業年度に適用される別表を 使用していますか。						

連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 結 法 人 名		特 定 連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 計 算				
発生連結 事業年度	控除未済連結 欠損金個別帰属額 (前期の(20)又は (28))又は別表七の 二付表二「21」	(9)のうち特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額 (前期の(14))又は 別表七の二付表 二「21」の内書	調整前当期控除額 当該発生連結事業 年度の(10)と(別 表四の二付表「46の ①」—当該発生連結 事業年度前の(19) の合計額)のうち 少ない金額	各連結法人の 調整前当期 控除額の合計額 各連結法人の(11) の合計額	特定連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (5) × $\frac{(11)}{(12)}$	特定連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (10) - (13)
	9	10	11	12	13	14
円	円	円	円	円	円	円

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

連 結 欠 損 金 当 期 発 生 額 に 係 る 個 別 帰 属 額 の 計 算						
発生連結 事業年度	非特定連結欠損金 (9)のうち非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額 (9) - (10)	各連結法人の非特定 連結欠損金に係る 控除未済額の 個別帰属額の合計額 各連結法人の(15) の合計額	非特定連結欠損金 の当期控除額 の個別帰属額 (7) × $\frac{(15)}{(16)}$	非特定連結欠損金 の個別帰属額 の翌期繰越額 (15) - (17)	連結欠損金 当期控除額の 個別帰属額 (13) + (17)	連結欠損金 個別帰属額の 翌期繰越額 (14) + (18)
	15	16	17	18	19	20
円	円	円	円	円	円	

連 結 欠 損 金 当 期 発 生 額 に 係 る 個 別 帰 属 額 の 計 算					
連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	21	円	繰戻し額 連結欠損金の繰戻し額 (別表七の二「3の当期分」)	25	円
個別欠損金額 (別表四の二付表「55の①」)	22		各連結法人の連結欠損金当期発 生額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)	26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23		連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (24) × $\frac{(25)}{(26)}$	27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × $\frac{(22)}{(23)}$	24		連結欠損金当期発生額に係る 個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)	28	

連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・	・	法人名
-------------	-------------	---	---	-----

別表七の二付表二

令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金発生年度〔 〕				
連 結 法 人 名				
連結初年度における調整計算	連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等とみなされるもの	1	内	円
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	2	内	
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額	3	内	
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (1) + (2)	4	内	
	特定連結子法人の欠損金額等とみなされるもの	5	内	
	連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	6	内	
上記以外の上記の連結事業年度における調整計算	前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (前期の別表七の二付表一「20」又は「28」)	7	内	内
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	8	内	内
	被合併法人等となる連結子法人名	9		
	同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (当該連結子法人の(7))	10	内	円内
	同上の連結子法人の最終の事業年度において繰越控除された金額	11	内	
	同上の連結子法人の最終の事業年度において繰越控除された金額	12	内	
	差引計	13	内	
	連結欠損金個別帰属額の加算額 (8) + (13)	14	内	内
	離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (当該連結子法人の(7))	15	内	内
	連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額	16		
	同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係があることにより認められる連結欠損金額	17	内	内
	欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額	18	内	内
	連結欠損金個別帰属額の減算額 (15) + (16) + (17) + (18)	19	内	内
連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (7) + (14) - (19)	20	内	内	
連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 (3)若しくは(6)又は(20)	21	内	内	

【No.41】 最初連結事業年度の場合、連結親法人の繰越欠損金の額を連結欠損金額として1欄に記載していますか。
 【No.42】 1欄又は4欄の金額は、連結欠損金額とみなされるものですか。
 【No.43】 特定連結子法人の最初連結事業年度の開始の日(加入日)の属する連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始したその特定連結子法人の連結加入前の事業年度において生じた欠損金の額を、その加入日の属する連結事業年度に生じた連結欠損金額としていませんか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。
 【No.44】 組織再編成が行われた場合、7欄~20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていますか。

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表八(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1				
	本 店 の 所 在 地 又 は 事 務 所	国 名 又 は 地 域 名	2			
		所 在 地	3			
	主 たる 事 業	4				
発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合		5	%	%	%	%
		6	%	%	%	%
支 払 義 務 確 定 日		7				
		8				
利 余 金 の 配 当 等 の 額		9	()	()	()	()
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()	()	()	()
法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無		11	有・無	有・無	有・無	有・無
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無			
損 金 算 入 対 応 受 取 配 当 等 の 額	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	()	()	()	()
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	()	()	()	()
損 金 算 入 対 応 受 取 配 当 等 の 額		15	()	()	()	()
	(9) × $\frac{(14)}{(13)}$					
益 金 不 算 入 の 対 象 と な ら ない 損 金 算 入 配 当 等 の 額		16	()	()	()	()
	(9)又は(15)					
(16)に 対 応 す る 外 国 源 泉 税 等 の 額		17	()	()	()	()
	((10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$)					
利 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 当 額		18				
	(9) - (16) × 5%					
法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額		19				
	(9) - (16) - (18)					
措 置 法 第 66 条 の 8 第 2 項 若 し く は 第 9 項 又 は 第 68 条 の 92 第 2 項 若 し く は 第 9 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)		20				
(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)		21				
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額		22				
	(19) + (20) + (21)					
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額		23				
	(10) - (17)					
(23)のうち措置法第66条の8第16項又は第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)		24				
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額		25				
	(23) - (24) (マイナスの場合は0)					
益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 ((22)欄の合計)		26				
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 ((25)欄の合計)		27				

【No.45】 5欄又は6欄は、25% (租税条約で別途定めのある場合はその割合) 以上となっていますか。

【No.46】 7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.47】 8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.48】 27欄の金額を別表四の二付表で加算していますか。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

【No.51】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十の二(二)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	議		円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	同対		
	収用換地等による譲渡年月日	3	議	支出した譲渡経費の額	14
	譲渡資産の種類	4	議	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	議	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16
	同補償金に相当する部分の額	6	同	上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17
	同経費補償金に相当する部分の額	7	議	渡益の額 + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18
	同移転補償金に相当する部分の額	8	議	期前において設けた特別勘定の金額を額で別 別控除の規定の適用を受けた金額	19
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9	議	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10	議	特別控除残額	21
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11	議	特別控除額 (18)又は(19)と(21)のうち少ない金額	22

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.49】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23	特 定 場 合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、2,000万円用を受けた金額	33	円
特定事業の用地買収等による譲渡した年月	24	特 定 場 合	除残額 (33)	34	
取得した対価の額	25	特 定 場 合	除額 (うち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額	26	特 定 場 合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27	特 定 場 合	特別控除残額 1,500万円 - (36)	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28	特 定 場 合	特別控除額 (32)と(37)のうち少ない金額	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	特 定 場 合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	特 定 場 合	特別控除残額 800万円 - (39)	40
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特 定 場 合	特別控除額 (32)と(40)のうち少ない金額	41
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)		32	特 定 場 合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	42
			特 定 場 合	特別控除残額 1,000万円 - (42)	43
			特別控除額 (32)と(43)のうち少ない金額	44	

【No.50】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.52】収用に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20欄~22欄)。

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
					特別控除額 (48)と(50)のうち少ない金額	51	

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

【No.51】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.50】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細取得した補償金等の額の計算保留地の対価の額交換取得資産の価額譲渡経費の額の計算帳簿価額の計算差益割合の計算	公共事業者の名称	1		資産について帳簿価額の減額等をした場合 特別勘定 繰入限度額 繰入限度超過額 翌期繰越額 圧縮限度額 繰入限度超過額	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円	
	収用換地等による譲渡年月日	2	.					
	譲渡資産の種類	3				圧縮限度額 の計算	圧縮限度額 (26) × (23)	27
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4			円			
	対価補償金及び清算金の額	5				繰入限度超過額 (25) - (27)	繰入限度超過額 (29) - (31)	28
	同上以外の補償金の額	6						
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	29
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8						
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	9				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	30
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	10						
	保留地の対価の額	11				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	31
	交換取得資産の価額	12						
	支出した譲渡経費の額	13				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	32
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	14						
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	15				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	33
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (9) + (10)	16						
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) × (9) + (10) + (11)	17				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	34
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	18						
	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × (9) + (10) + (11)	19				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	35
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	20						
	取得した補償金等の額 (9)	21				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	36
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × (9) + (10) + (11)	22						
	差引補償金等の額 (19) - (20)	23				繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	37
補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × (9) + (10) + (11)	24							
差益割合 (21) - (22) / (21)	25			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	38		
	26							
	27			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	39		
	28							
	29			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	40		
	30							
	31			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	41		
	32							
	33			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	42		
	34							
	35			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	43		
	36							
	37			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	44		
	38							
	39			繰入限度超過額 (29) - (31)	繰入限度超過額 (29) - (32)	45		
	40							

別表十三(四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等
の損金算入に関する明細書

(号該当)

【No.53】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第68条の78第1項各号の要件を満たしていますか。

別表十三(五)

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1								
	同上の資産の取得年月日	2								
譲渡資産の対価の額	譲渡した資産の所在地	3								
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方						
明細	譲渡年月日	5								
	対価の額	6	円	円	円	円	円	円	円	円
帳簿価額の明細	帳簿価額	7								
	譲渡に要した経費の額	8								
差益割	計	9								
	(7) + (8)									
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11								
	取得した買換資産の所在地	12								
取得資産の明細	取得年月日	13								
	買換資産の取得価額	14								
取得資産の明細	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15								
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16								
取得資産の明細	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17								
	取得した土地等の面積	18								
取得資産の明細	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19								
	取得価額	20								
帳簿価額の減額等をした場合	(14) × (18) - (19)									
	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21								
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22								
	圧縮基礎取得価額	23								
帳簿価額の減額等をした場合	(14)又は(20)と(22)のうち少ない金額									
	前期末の取得価額	24								
帳簿価額の減額等をした場合	前期末の帳簿価額	25								
	圧縮基礎取得価額	26								
帳簿価額の減額等をした場合	(23) × (25) / (24)									
	圧縮限度額	27								
帳簿価額の減額等をした場合	(23)又は(26) × (10) × 80/100又は75/100									
	圧縮限度超過額	28								
対価の額の合計額	(21) - (27)									
	対価の額の合計額 (6の計)	29								
対価の額の残額の繰越額の計算	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30								
	特別勘定の対象となり得る金額	31								
対価の額の残額の繰越額の計算	(29) - (30)									
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	32								
対価の額の残額の繰越額の計算	(30)と(32)のうち少ない金額 ÷ 80/100又は75/100									
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33								
対価の額の残額の繰越額の計算	当期中において買換資産の取得に充てた金額	34								
	場額の当期中に益金の額に算入すべき金額	42								

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.54】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.55】買換資産が措法第68条の78第1項第4号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります)。

【No.56】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍(平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第68条の78第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍)を超える部分の面積を記載していますか(その明細を別紙に記載して添付していますか)。

【No.57】27欄の金額を算出する際に乗じた割合を次の割合としていますか。

- ・ 地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」(※)以外にある所有期間が10年を超える土地等、建物、構築物の「集中地域」への買換えについて、買換資産が東京23区内にある場合は0.7、それ以外の「集中地域」にある場合は0.75
- ・ 令和2年4月1日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合は0.7
- ・ 震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合は1.0
- ・ 上記以外の場合は0.8

※ 集中地域とは、具体的には、平成30年4月1日における次に掲げる区域をいいます(地域再生法施行令第5条第1項)。

- ① 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域
- ② 首都圏整備法第24条第1項の規定により指定された区域
- ③ 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域
- ④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域

【No.58】一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合、42欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十四(五)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4		円	円	円	円	
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額 (6) - (7)	8						
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9						円
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 [簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額]	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 [簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額]	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						
当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法により当期損金算入額を計算する場合は	減価償却期間の月数 譲渡法人が適用する耐用年数 × 12	19	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額 (8) × (20) (19)	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × (20) (19)	22					
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23					
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
当期益金算入額 (8) × (24) (23)	25	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × (24) (23)	26						

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。
【No.60】譲渡損益調整資産が連結完全支配関係がある連結法人の株式である場合、5欄の金額を帳簿価額修正後の金額としていますか。

【No.61】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.62】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名				
支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 (2)又は(3)	4	円	
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2		損 金 不 算 入 額 (1) - (4)	5		
中小連結法人の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$] 相当額のうち少ない金額	3					
法 人 名					計	
科 目		①	②	③	④	⑤
交 際 費	6	円				
○ ○ ○	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
支 出 額 の 合 計 額	18					円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	19					
差引交際費等の額 (18) - (19)	20					
同上のうち接待飲食費の額	21					
個別帰属損金不 算入額	22					
同上以外の場 合 (20の①)、(20の②)、 (20の③)又は(20の④) (5) × $\frac{50}{100}$	23					

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.63】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.63】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を21欄に含めていますか。

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六(一)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1								
	構 造	2								
	細 目	3								
	取 得 年 月 日	4	
	事業の用に供した年月	5								
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年	年	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外				円	
	圧縮記帳による積立金計上額	8								
帳 簿	差引取得価額(7)-(8)	9								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
	期末現在の積立金の額	11								
	積立金の期中取崩額	12								
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14								
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
	合 計(13)+(14)+(15)	16								
	当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平成19年3月31日以前取得分	17							
		残 存 価 額	18							
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$		19								
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-17		20								
旧定額法の償却率		21		円		円		円	円	
算出償却額(19)×(20)		22	()	()	()	()	()	()	()	
増加償却額(21)×割増率		23								
計(20)+(22)又は(16)-(18)		24								
算出償却額(18-17)× $\frac{5}{60}$		25								
定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)		26								
定 額 法 の 償 却 率	27									
算 出 償 却 額(25)×(26)	28	()								
増 加 償 却 額(27)×割増率	29									
計(27)+(28)	30									
当 期 分 の 償 却 限 度 額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31	()						()	
	特別償却限度額	32	()						()	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
	合 計(30)+(32)+(33)	34								
当 期 償 却 額	35									
差 引	償 却 不 足 額(34)-(35)	36								
	償 却 超 過 額(35)-(34)	37								
償 却 超 過 額	前 期 からの 繰 越 額	38	外		外		外		外	
	当期償却不足によるもの	39								
	償立金取崩しによるもの	40								
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41								
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42								
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
特 別 償 却 不 足 額	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額(42)-(43)	44								
	翌期額の内繰越	45								
	当 期 分 不 足 額	46								
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 併 等 特 別 償 却 不 足 額 (36)-(39)と(32)のうち少ない金額	47									
備考										

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.65】中小連結法人以外の法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結法人等）であるにもかかわらず、中小連結法人向けの特別償却を適用していませんか。
【No.66】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
【No.67】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ <small>当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$</small>	2							
当期損金経理額	3							
差 損金算入不足額 (2) - (3)	4							
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5							
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6							
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7							
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8							

【No.94】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
【No.94】課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十六(十)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	上	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	の	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
		う	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
当期の消費税の課税売上割合	13	ち	当期の繰延消費税額等 (12) - (15) 又は (12) - (16) - (17) - (18)	19	

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

外国関係会社 の 名称 等	名称	1				
	本 た の 店 る 所 又 事 在 は 務 主 所	国名又は地域名	2			
		所在地	3			
	事業年度	4	・ ・			
	主たる事業	5				
	外国関係会社の区分	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社	6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社
		外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等		外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等
		資本金の額又は出資金の額	7	() (円)	() (円)	() (円)
	株式等の保有割合	8	%	%	%	
	営業収益又は売上高	9	() (円)	() (円)	() (円)	
	営業利益	10	() (円)	() (円)	() (円)	
	税引前当期利益	11	() (円)	() (円)	() (円)	
	利益剰余金	12	() (円)	() (円)	() (円)	
	所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	13	%	%	%	
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
添付書類	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類		
課税対象金額	16	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三)の四)「9」)				
請求権等勘案合算割合	17	%	%	%		
課税対象金額等の状況	18	() (円)	() (円)	() (円)		

【No.68】 租税の負担割合が 20/100 未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が 30/100 未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.69】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。

別表十七(三)
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用
対象金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七三の二
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	・	・
適用対象金額及び課税対象金額等の計算					
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4			17	
		減			
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18	
	6			19	
加		算			
			小計	21	
算	9	基準所得金額 (4) + (11) - (21)		22	
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30)の計)		23	
	11	当期中に納付することとなる 法人所得税の額		24	
減	12	当期中に還付を受けることとなる 法人所得税の額		25	
	13	適用対象金額 (22) - (23) - (24) + (25)		26	
算	14	請求権等勘案合算割合		27	%
	15	課税対象金額又は個別課税対象金額 (26) × (27)		28	(円)
欠損金額の内訳					
事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)		
	29				
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					
当期分					
合計					

【No.70】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.71】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む連結事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.3】前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 () 法人名 ()

別表十七之三の五

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称	1		適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	8	
本たる所又は事在は務主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの) 控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	9	
	所在地	3		10	
事業年度	4		調整適用対象金額	11	
外国法人税	税種	5		12	
	外国法人税額	6		13	%
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額	7		14	
外国法人税額等の子会社等に係る計算の部分対象外国関係会社に係る控除対象	特又は会の定は社と対した外該外関係国合関係会社係も	適用対象金額 (55)	15		
		子会社から受ける配当等の額 ((46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	16		
		控除対象配当等の額 ((47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	17		
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18			
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)	19			
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	20			
	(20) ≤ (18) の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	%		
	(20) > (18) の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	%		
	(6) × ((21)又は(22))	23			
	特又は会の定は社と対した外該外関係国合関係会社係も	適用対象金額 (55)	24		
子会社から受ける配当等の額 ((46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	25				
控除対象配当等の額 ((47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	26				
調整適用対象金額					
金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)	29				
(29) ≤ (27) の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30	%			
(29) > (27) の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31	%			
(6) × ((30)又は(31))	32				
(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額	33				
異動した税額合が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額	34			
	(33) ≥ (34) の場合 (33) - (34)	35			
	(33) < (34) の場合 (34) - (33)	36	(円)		
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 ((33)又は(35))	37	(円)			
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算					
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39				
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	40			
		41			
		42			
		43		(39) + (44) - (50)	51
	繰越欠損金の当期控除額	44			52
小計	44		当期中に納付することとなる法人所得税の額	53	
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46		適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

【No.72】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。
【No.72】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.73】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む連結事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか)。

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名
--------------	-----

別表十七(三)の七

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称	1		本主務在店たる又は事務所	国名又は地域名	3	
外国法人の事業年度	2		所在地	所在地	4	
支払義務確定日	5					計
支払義務確定日までの保有期間	6					
発行済株式等の保有割合	7					
発行済株式等の連結保有割合	8					
剰余金の配当等の額	9					
(9)に係る外国源泉税等の額	10					
(9)配当が当該損に合算する	11	(9)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (別表八(二)「16」)				
外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等の額	12	(9) - (11)				
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②	(17)の③	
((9)又は(12))と(13)のうち少ない金額	14					
差引	15	(13) - (14)				
(11)と(15)のうち少ない金額	16					
差引	17	①	②	③		
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額	18	(別表十七(三)の八)「23」	(22)の①	(22)の②		
((9)又は(12))と(18)のうち少ない金額	19					
差引	20	(18) - (19)				
(11)と(20)のうち少ない金額	21					
差引	22	①	②	③		
損金不算入額に係る外国子会社配当に係る益金不算入額	23	(14) × 5% + (19) × 5%	(円)	(円)	(円)	(円)
損金不算入額の計算	24	(14) × 5% + (19) × 5%	(円)	(円)	(円)	(円)
益金不算入額	25	(16) + (21)	(円)	(円)	(円)	(円)
益金不算入額	26	(24) + (25)	(円)	(円)	(円)	(円)
上記以外の配当に係る益金不算入額	27	(14) + (19)	(円)	(円)	(円)	(円)
(23)及び(24)に係る外国源泉税等の額	28	(10)又は $(10) \times \frac{(14) + (19)}{(9)}$	(円)	(円)	(円)	(円)
特定課税対象金額の明細	29	請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	%	当期発生額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三「7」又は別表十七(三)の四「9」×(29)	30	
事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期発生額	31	当期控除額	32	前期繰越額 (31) - (32)
対象金額又は特定個別課税対象金額の明細						33
当期分	(30)					
合計						

【No.74】 5欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

国外関連者に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十七(四)

令三・四・以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外 関連 者の 名称 等	名 称				
	本たる所又は事務主所	国名又は地域名			
		所在地			
	主たる事業				
	従業員の数				
	資本金の額又は出資金の額				
	特殊の関係の区分	第 該当 第 該当 第 該当			
	株式等の保有割合	保 有	%	%	%
		被 保 有	%	%	%
		同一の者による 国外関連者の株式等の保有	%		%
直近事業年度の 営業収益等	事 業 年 度	: :			
	営業収益又は売上高	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	営業費用	原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		販売費及び 一般管理費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 利 益	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	税 引 前 当 期 利 益	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	利 益 剰 余 金	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
国外 関連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の 売却の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	役務提供 の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	有形固定資産 の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無形資産の 譲渡の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無形資産の 使用料	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
貸付金の利息又は 借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円	
	支 払				
事前確認の有無	受 取	百万円	百万円	百万円	
	支 払				
事前確認の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

【No.75】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか(取引には対価の授受がないものも含まれます。)

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

付
表

提出対象法人の区分、 組織再編成の様態 及び組織再編成の日	1	区 分	態 様	組織再編成の日	
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転	・	
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分	名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人			
移転した（又は 交付した）資産 又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移転を受けた資産 又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項					
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当） その他			
株 式 保 有 関 係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従 業			【No.4】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。		成後
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8				人
関 連 事 業	9				(継 続 ・ 関 連)
事 業 規 模	10	指 標	左の指標による規模の比較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業者の数・その他（ ）			
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名	
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称	旧 株 数	新株継続保有 見込の有無	
			株	有・無 有・無 有・無	
		(合 計)	株		
		被合併法人等の発行済株式等の数			

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<p>【No.22】別表五(二)の41欄の金額と一致していますか。</p> <p>【No.12】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五の二(一)付表一の④欄の金額と一致していますか。</p>	流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		未払費用	
有価証券		短期借入金	
製成品		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物付属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車両及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産合計	

【No.93】貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑳欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

損益計算書 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

科目	金額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.82】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四の二付表で加算していますか。

【No.76】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四の二付表で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金			繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計							
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.9】 剰余金の配当等の額は、別表四の二付表の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳											
役職名 担当業務	氏名 住 所	代表者との関係	常勤・非常勤の別	役員給与計	左の内訳					退職給与	
					使用人職務分	使用人職務分以外					
						定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与	その他		
				百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	
			常・非								
			常・非								
			常・非								
			常・非								
			非								
			計								
人 件 費 の 内											
区 分				総 額			総額のうち代表者及びその家族分				
				百万	千	円	百万	千	円		
役員給与											
従 業 員				給与手当							
				賃金手当							
計											

【No.80】 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。

【No.81】 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載してありますか。

【No.77】 「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。

【No.77】 確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。

【No.78】 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していませんか。

【No.79】 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四の二付表で加算していませんか。

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
- 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
- 3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
- 4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
- 5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
- 6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
- 7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。
- 8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 受印	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要
納税地		税	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号				
個人番号 又は法人番号				
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名				

【No.92】個別帰属額の届出書の別表四の二付表の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。
【No.94】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、個別帰属額の届出書に別表十六(十)を添付していますか。

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		付割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①				32
消費税額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除税額	控除対象仕入税額	④			35
	返還等対価に係る税額	⑤			
	貸倒れに係る税額	⑥			41
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧				13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	15
中間納付税額	⑩			00	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪			00	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫			00	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬			19
	差引納付税額	⑭		00	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮			21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯			22
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税 の課税標準 となる消費税 額	控除不足還付税額	⑰			51
	差引税額	⑱		00	52
課税 割合	還付税額	⑲			53
	納付税額	⑳		00	54
中間納付課税割額	㉑			00	55
納付課税割額 (㉑-㉒)	㉒				56
中間納付還付課税割額 (㉑-㉒)	㉓				57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定課税割額	㉔			58
	差引納付課税割額	㉕			
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖				

【No.84】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.83】電子申告義務がある法人(当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社)の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.91】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.93】㉖欄の金額は、貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑬+⑭+⑮) 修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号	
------	--

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の①欄へ														0	0	0	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②															02
	4%適用分	③															03
	6.3%適用分	④															04
	6.24%適用分	⑤															05
	7.8%適用分	⑥															06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧															07
	7.8%適用分	⑨															08
		⑩															09

【No.89】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の②欄へ																	
⑪の内訳	3%適用分	⑫															21
	4%適用分	⑬															22
	6.3%適用分	⑭															23
	6.24%適用分	⑮															24
	7.8%適用分	⑯															25

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ																	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱															31
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲															32

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳															41	
	6.3%適用分	㉑															42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒															43
			㉓															44

(注1) ⑥~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑧欄へ	※第一表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)				
	⑥	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)				
内訳	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)			
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)		※第一表の⑥欄へ	
控除税額小計	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)		⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ	※②E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩			※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)	※第二表の⑳欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ ※第二表の㉑欄へ	
譲渡	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)		
	割納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯			※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	

【No.88】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.87】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X
		A	B	C	(A+B+C)
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-X欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の③欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
	②	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の②-X欄へ
消費税額 ②					
控除過大調整税額 ③		(付表2-2の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥B欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥C欄の合計金額)	※付表1-1の③-X欄へ
控除税額	控除対象仕入税額 ④	(付表2-2の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥B欄の合計金額)	(付表2-2の⑤・⑥C欄の合計金額)	※付表1-1の④-X欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤				
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額				
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤			
	⑤	⑤			
	⑤	⑤			
貸倒れに係る税額 ⑥					※付表1-1の⑥-X欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦					※付表1-1の⑦-X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表1-1の⑧-X欄へ
差引税額 (②+③-⑦) ⑨			※⑨B欄へ	※⑨C欄へ	※付表1-1の⑨-X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩					
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪-X欄へ
	差引税額 ⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫-X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬			※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※付表1-1の⑬-X欄へ
譲渡割額	還付額 ⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭-X欄へ
	納税額 ⑮		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮-X欄へ
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯					

【No.88】⑥ X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.88】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	※第一表の①欄へ	円 000
① 課税資産の譲渡等の 対価の額	① ・ 1	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	① ・ 2	※①-2欄は、課税完了割合が99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑧欄へ
消費税額	②	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑩欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-3の⑤・⑥B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除 の 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の⑧A欄の金額)	(付表2-3の⑧B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※第一表の⑤欄へ
⑤ 内 の 税 額	売上げの返還等対価に係る税額	⑤ ・ 1			※第一表の⑥欄へ
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ ・ 2	※⑤-2		※第一表の⑥欄へ
貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ	00
地方と消費 なる消費 の消費 税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差引税額 (⑨)	⑪		※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ	00
譲渡 割 額	還付額	⑫		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
	納税額	⑬		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	00

【No.88】 ⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の 6.24/108、7.8/110 相当額を記載していますか。
【No.88】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税売上割合〕

課税期間		～	旧			
項目						
課税売上額（税抜き）	①					
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④					
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦					
課税売上割合（④/⑦）	⑧					※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※繰上 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨					（付表2-2の⑨X欄の金額）
課税仕入れに係る消費税額	⑩					（付表2-2の⑩X欄の金額） （⑨D欄×6.24/108） （⑨E欄×7.8/110）
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪					（付表2-2の⑪X欄の金額） ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫					（付表2-2の⑫X欄の金額）
課税貨物に係る消費税額	⑬					（付表2-2の⑬X欄の金額）
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭					（付表2-2の⑭X欄の金額）
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬+⑭）	⑮					（付表2-2の⑮X欄の金額）
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯					（付表2-2の⑯X欄の金額）
課税売上高が5億円超かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				（付表2-2の⑰X欄の金額）
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				（付表2-2の⑱X欄の金額）
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+⑱×④/⑦〕	⑲				（付表2-2の⑲X欄の金額）
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑱×④/⑦〕	⑳					（付表2-2の⑳X欄の金額）
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑				（付表2-2の㉑X欄の金額）
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒				（付表2-2の㉒X欄の金額）
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓				（付表2-2の㉓X欄の金額）
差引	控除対象仕入税額 〔（⑯、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔				（付表2-2の㉔X欄の金額） ※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
	控除過大調整税額 〔（⑯、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕				（付表2-2の㉕X欄の金額） ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖					（付表2-2の㉖X欄の金額） ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ

【No.84】申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.85】非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.86】⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.90】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.87】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑯及び⑰欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
		円	円	円	円
課税売上額(税抜き)	①				※付表2-1の①X欄へ
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑥A欄×3/103)	(⑥B欄×4/105)	(⑥C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課5課95 税億% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 がは が合 控の 除調 税額 差引	個別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの			
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの			※付表2-1の⑰X欄へ
		個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑮+(⑰×④/⑦)〕			※付表2-1の⑱X欄へ
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)			※付表2-1の⑳X欄へ
	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			※付表2-1の㉑X欄へ
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			※付表2-1の㉒X欄へ
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			※付表2-1の㉓X欄へ
	控除対象仕入税額 〔(⑮、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ
	控除過大調整税額 〔(⑮、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ

【No.87】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑥のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑤及び⑥欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		～		
項目		税率		
課税売上額(税抜き)	①			
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			
課税売上割合(④/⑦)	⑧		[%]	※端数 切り捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯			
課税売上高が5億円超 かつ、課税売上割合が95%未満 の場合	⑯のうち、課税売上げのみ要するもの	⑰		
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒		
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓		
差引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ
	控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-3の⑤A欄へ	※付表1-3の⑤B欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の⑥A欄へ	※付表1-3の⑥B欄へ

【No.84】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切り捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.85】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.86】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.90】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.87】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑫欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。